

(別記) 廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課

「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」
に基づく脱水汚泥等の埋立処分に当たって留意すべき事項について

平成23年6月16日付け原子力災害対策本部通知「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」1(6)にしたがい、放射性物質に汚染されたおそれのある浄水発生土(工業用水道施設から発生するものを含む。)又は下水処理場若しくは集落排水施設から発生する脱水汚泥及び脱水汚泥を焼却・熔融等を行った物(以下、「脱水汚泥等」という。)を産業廃棄物の管理型最終処分場又は一般廃棄物の最終処分場で埋立処分する際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定を遵守した上で、当面、下記のように取り扱うよう留意されたい。

なお、都県におかれては、本件を貴管内市町村等に対し周知徹底していただきたい。

記

- (1) 放射性セシウム濃度(^{134}Cs 及び ^{137}Cs の合計値。以下同じ。)が8,000Bq/kg以下の脱水汚泥等を埋立処分する際には、跡地を居住等の用に供しないこととした上で、次の各号に示すとおり、適切な対策を講じること。
 - イ 他の放射性物質に汚染されていない廃棄物等と混合しないよう区別してまとめて埋立処分すること。
 - ロ 放射性物質に汚染されていない既存廃棄物層への雨水の浸入を妨げないように留意すること。
 - ハ 脱水汚泥を焼却・熔融等を行った物を埋立処分する場合は、地盤の沈下抑制に留意したうえで、30cm程度の土壌層を設けた場所の上部に、対象物を埋設し、即日覆土を行うこと。

なお、脱水汚泥を焼却・熔融等を行った物からの放射性セシウムの溶出等について知見が得られた後に、防水対策等の必要な対策が求められる場合には、改めてその内容をお知らせする。

ニ 脱水汚泥等（脱水汚泥を焼却・溶融等を行った物を除く。）を埋立処分する場合は、地盤の沈下抑制に留意したうえで、30cm程度の土壌層を設けた場所の上部に、対象物を埋設し、即日覆土を行うこと。

また、メタンや硫化水素等のガスを発生する可能性が高いので、ガス抜き管を設置するとともに、防水対策としてテント等で被覆した場合には換気等を行い、脱水汚泥等の経年変化による覆土の沈下・亀裂等に対して適切に管理を行うなど、作業時の安全確保や周辺環境への影響防止のための措置を適切に行うこと。

(2) 今後、焼却・溶融等を行った物からの放射性物質の溶出や、浸出液処理設備での放射性物質の処理能力について新たな知見が得られた場合等、状況の変化があった場合には、本留意事項の見直しを含め、適切に対応していく。

以上

<担当>

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 山縣・佐川
TEL:03-3581-3351 内線 6875

(別記)

都県

岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
山梨県
長野県
静岡県

政令市

仙台市
千葉市
横浜市
川崎市
横須賀市
新潟市
静岡市
浜松市
宇都宮市
秋田市
郡山市
いわき市
長野市
相模原市
さいたま市
川崎市
船橋市
盛岡市
柏市
前橋市
高崎市